鉄鋼産業取引適正化ガイドライン

（鉄鋼産業における下請適正取引等のためのガイドライン）

平成２２年６月　策定
平成２６年２月　改訂
平成２７年２月　改訂

経　済　産　業　省

＜目　次＞

Ⅰ．はじめに

鉄鋼業界では、鉄鋼製造プロセスにおける外注作業、各種資材品供給、鋼材の委託加工等において、多くの下請取引先の協力を必要としている。

下請取引先の担う業務は、鉄鋼製品の品質・コスト競争力に直結するものも多く、下請取引先の競争力強化は、鉄鋼業界の発展にとっても極めて重要な課題である。

本ガイドラインは、こうした基本認識のもと、政府の「成長力底上げ戦略」の趣旨も踏まえ、**下請取引先との取引適正化の推進と、それによる下請取引先の体質強化を通じた鉄鋼業界の発展を目的として作成**するものである。

本ガイドラインでは、「下請代金支払遅延等防止法」（以下、「下請法」という）を対象に、その遵守に向け、鉄鋼業界における具体的取り扱いやベストプラクティス等について、各社の実例を可能な限り踏まえて整理した。

なお、本ガイドラインで取り上げる問題事例はあくまでも例示であり、これらの事例が違法であるかどうかは、実際の取引に即した十分な情報をもとにさらに精査する必要がある。

下請法遵守のためには、契約部門のみならず、下請取引に関わるあらゆる部門の関係者が、同法の趣旨・内容を正しく理解することが極めて肝要であり、本ガイドラインがそのための一助になることを期待したい。

上記の通り、本ガイドラインは「下請法」を対象としているが、以下の「下請法制定の趣旨」にあるように、同法は独占禁止法の課題を補完する意味から制定されたものであり、**下請法適用会社以外の下請取引先との取引において、下請法上の禁止事項は、独占禁止法上の「優越的地位の濫用行為」に該当する可能性があることから、十分留意する必要がある。**

また、平成２５年１０月１日に、平成消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的とし、**「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（以下、「消費税転嫁対策特別措置法」という。）」が施行**されるとともに、**「消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方（平成２５年９月１０日公正取引委員会）」において消費税転嫁対策特別措置法による規制の対象とならない場合でも、下請法上、どのような行為が消費税率引上げに際し問題となるのかについて具体例が示された。**

消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、消費税の転嫁に関して、関連法規に照らし留意すべき事項を本ガイドラインに記載している。

本ガイドラインは、鉄鋼製造事業を直接行っている企業向けに作成したものであるが、当該事業者のグループ会社が担うと想定される事業についても留意点を記載している。

【参考：下請法制定の趣旨】

> 下請取引における下請代金の支払遅延等の行為は、**独占禁止法における「優越的地位の濫用行為」に該当し、同法第１９条の規定に違反するおそれがあるが、同法による規制**は、当該行為が「取引上優越した地位を利用したものか否か」、「不当に不利益なものかどうか」を個別に認定する必要があり、**判断に相当の時間を要する他、親事業者と下請事業者との継続的取引関係を悪化させる要因になりかねない。**
>
> 下請法は、下請取引の公正化・下請事業者の利益保護を目的に、こうした**独占禁止法の課題を補完する意味から、昭和31年に独占禁止法の特別法として制定。**
>
> （独占禁止法の違反事件処理手続きとは別の簡易な手続きを設定）

Ⅱ．下請法の適用範囲

１．鉄鋼業界の商流形態

下請法適用対象となる取引は、「資本金による基準」、及び「取引内容による基準」のいずれも満たす取引である。

下請法適用対象取引を適正に特定することが下請法遵守の原点であり、適正な管理・フォローが極めて重要となる。

２．資本金による基準

親事業者（発注者）、下請事業者（受注者）のそれぞれにつき、資本金の基準が定められており、該当する親事業者を「優越的地位にあるもの」として取り扱う。具体的には、以下に該当するか否かにより判断することになる。

①物品の製造委託・修理委託、プログラムの作成委託及び、運送、物品の倉庫における保管、情報処理に係る役務提供委託の場合

親事業者		下請事業者
資本金３億円超	→	資本金３億円以下（個人含む）
資本金１千万円超３億円以下	→	資本金１千万円以下（個人含む）

②情報成果物作成委託（プログラム作成を除く）・役務提供委託（運送、物品の倉庫における保管、情報処理を除く）の場合

親事業者		下請事業者
資本金５千万円超	→	資本金５千万円以下（個人含む）
資本金１千万円超５千万円以下	→	資本金１千万円以下（個人含む）

３．取引内容による基準

製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託の４つの取引が対象となる。

（１）製造委託

製造委託とは、事業者が他の事業者に、

①業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品（その半製品、部品、付属品、原材料及びこれらの製造に用いる金型を含む。）

②業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料

③事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合に、その物品（その半製品、部品、付属品、原材料及びこれらの製造に用いる金型を含む。）

の製造を委託することをいう。

具体的には、規格・品質・性能・形状・デザイン・ブランド等を指定して製造を依頼することである。

市販品で一般に販売されている物品を購入する場合には、製造委託にはならないが、その一部でも自家用に変えさせる場合は製造委託となる。また、カタログ品でも汎用性が低く、下請事業者が親事業者の委託を受けてから製造することが前提となっているような場合は、製造委託となる。

＜用語解説＞

・製造：原材料たる物品に一定の工作を加えて新たな物品を作り出すこと。

・加工：原材料たる物品に一定の工作を加えることによって、一定の価値を付加すること。

・物品：動産をいい、建屋等の不動産は含まれない。

※民法上不動産とは、土地及びその定着物をいう。

※製鉄設備（高炉、転炉、圧延設備等）は土地の定着物として不動産であり、物品に該当しないが、製鉄設備に組み込まれた個々に着脱可能な機械装置（高炉の羽口、冷却盤等）は物品に該当する。

・部品：目的物たる物品にそのままの状態で取り付けられ、物品の一部を構成することとなる製造物。

・付属品：目的物たる物品にそのまま取り付けられたり目的物たる物品に付属されることによってその効用を増加させる製造物（銘板、ラベル、品質保証書、保護カバー、梱包資材等）。

・業として：事業者が、ある行為を反復継続的に行っており、社会通念上、事業の遂行とみることができる場合を指す。

・自家製造：あくまで事業者本体が製造する場合であって、100%子会社が製造する場合、自家製造には該当しない。また、自家製造か否かは、事業所単位（製鉄所単位）ではなく、事業者全体（全社）で判断する。

製造委託には次の４つの類型がある。

①類型Ｉ：物品の販売を業として行っている事業者が、その物品の製造を他の事業者に委託する場合

製品、中間製品、特注材料等の製造・加工外注、製造工程中の検査・運搬等の作業外注等がこれに該当する。また、販売する物品の部品等の製造に必要な金型の外注、販売する物品の付属品（取扱説明書・保証書、容器、包装材料、ラベル等）の製造を委託する場合もこれに該当する。

【鉄鋼業界における対象取引例】

- ・原料の製造・加工委託：焼結鉱、ペレット、型銑、粒銑、スクラップ破砕切断作業等がある。
- ・外注作業：梱包作業、精整作業、構内輸送等がある。なお、製品、半製品、原材料の製造・加工に直接的に関係しない作業、例えば構内清掃作業、産業廃棄物処理作業等の付帯作業は製造委託に該当しない。（※派遣契約により、派遣者を事業主の指揮命令下で作業遂行する場合は対象外となる。）
- ・鋼材の委託加工：シャーリング、スリット、熱処理等がある。
- ・梱包資材：木箱、金物、ラベル、フープ、梱包紙等の資材購買も該当（市販品の購入は除く）するが、作業外注業者がこれらの資材を直接調達する場合は対象外となる（この場合には当該作業外注業者が親事業者になる可能性がある）。
- ・鋼材の付属品：鋼管継手・カップリング・プロテクター等の資材購買（市販品の購入は除く）
- ・化成品の製造・加工委託：硫安破砕、硫安ポリ袋詰等
- ・スラグ製品の製造・加工委託：粗骨材の製造、スラグの除冷・急冷・破砕等
- ・販売用鋼材の購入（販売物品の製造委託に該当）（市販品の購入は除く）

＜鉄鋼業界における具体事例＞

・**試験片の検査・分析**については、オフライン作業であり、製造工程の一部ではないとの認識から、下請法対象取引から除外した。

対応：**オフライン作業といえども同作業は製造プロセスの一部であり、製造委託に該当**するため、下請法対象取引扱いに切り替えた。

②類型Ⅱ：物品の製造を業として請け負っている事業者が、その物品の製造を他の事業者に委託する場合

【鉄鋼業界における対象取引例】

受託加工を請け負った場合が該当する。受託加工（例えば圧延受託等）に必要な外注作業、部品、付属品等の製造委託で、一般的には、親事業者の製造ラインをそのまま活用する場合が多いことから、類型Ⅰの作業内容と実質的には同じとなることが多い。

③類型Ⅲ：物品の修理を業として行っている事業者が、その物品の修理に必要な部品又は原材料の製造を他の事業者に委託する場合

例えば、自社で修理している機械の修理に必要な特殊部品の製造又は加工を他の事業者に委託する場合が該当する。

【鉄鋼業界における対象取引例】

整備部門が自家修理の対象としている設備の修理に必要な部品又は原材料の購入（市販品の購入は除く）がこれに当たり、具体的には、耐火物、作業材料、消耗材料、消耗工器具（例：ベアリング、ベルト、ロープ、パッキン、セメント、鋸刃、ダイス、電気器具、小型機械、刃先）が挙げられる。

④類型Ⅳ：自ら使用又は消費する物品の製造を業として行っている事業者が、その物品の製造を他の事業者に委託する場合

例えば、自社の工場で使用する工具又は設備・機械類を自家製造している場合、そのもの又は一部の製造を他の事業者に委託する場合である。

【鉄鋼業界における対象取引例】

エンジニアリング部門が自家製造の対象としている物品（鋳型・圧延用ロール・機械部品等）の外部からの調達や自家製造している副原料（生石灰、消石灰等）等の調達が該当する（市販品の購入は除く）。

（２）修理委託

修理委託とは、物品の修理を業として請け負う事業者が、その修理の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用する物品を自家修理している場合に、その修理の行為の一部を他の事業者に依頼することである。

修理委託には次の２つの類型がある。

①類型Ⅰ：物品の修理を業として請け負っている事業者が、その修理行為の全部又は一部を他の事業者に委託する場合

【鉄鋼業界における対象取引例】

鉄鋼業界の場合、修理を事業として請け負っている事業者は僅少であるため、対象となるケースは少ないと考えられる。 なお、グループ会社で修理作業を事業としている場合は、当該会社と下請事業者との取引は、下請法対象取引となる可能性があり、留意が必要である。

②類型Ⅱ：自ら使用する物品の修理を業として行っている事業者が、その物品の修理行為の一部を他の事業者に委託する場合

例えば、自社の工場で使用している機械類や、設備機械に付属する配線・配管等の修理を社内でも行っている場合で、その修理の一部を他の事業者に委託する場合が該当する。

【鉄鋼業界における対象取引例】

整備部門が自家修理の対象としている設備の修理委託（整備外注）やエンジニアリング部門が自家修理の対象としている物品（鋳型・圧延用ロール・機械部品等）の修理委託が該当する。

（３）情報成果物作成委託

情報成果物作成委託とは、事業者が業として行う提供若しくは業として請け負う作成の目的たる情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用する情報成果物の作成を業として行う場合にその情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託することである。

＜用語解説＞
情報成果物とは、以下をいう。
(a) プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたもの）
→ＴＶゲームソフト、顧客管理システム　等
(b) 映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成されるもの
→ＴＶ番組、映画、アニメーション　等
(c) 文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの
→設計図、商品・容器のデザイン　等

情報成果物作成委託には次の３つの類型がある。

①類型Ⅰ：情報成果物を業として提供している事業者が、その情報成果物を作成する行為の全部又は一部を他の事業者に委託する場合

【鉄鋼業界における対象取引例】

エンジニアリング部門が工作機械等を受注し、その販売物である工作機械等に内蔵するプログラムの開発をソフトウエア会社に委託する場合が該当する。

②類型Ⅱ：情報成果物の作成を業として請け負っている事業者が、その情報成果物を作成する行為の全部又は一部を他の事業者に委託する場合

【鉄鋼業界における対象取引例】

技術部門等で受託調査・研究を請け負っている場合には、その調査等の全部又は一部を他の事業者に委託する場合が該当する。

＜鉄鋼業界における具体事例＞

・**スチールハウス構造設計業務**を顧客から受託し、当該業務を下請事業者に委託したが、当該取引を下請法対象取引から除外した。

対応：情報成果物作成委託に該当するため、下請法対象取引扱いに切り替えた。

③類型Ⅲ：自ら使用する情報成果物の作成を業として行っている場合に、その作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託する場合

【鉄鋼業界における対象取引例】

設備部門等で通常自ら設計図面を作成・使用している場合におけるその設計図面の作成について、他の事業者に委託する場合、システム部門でソフトウエアを作成し自社で使用している場合におけるそのソフトウエアの製作について他の事業者に委託する場合、これらが該当する。

（４）役務提供委託

役務提供委託とは、事業者が業として行う提供の目的たる役務の提供の行為の全部又は一部を他の事業者に委託することである。

但し、建設業（建設業法第２条第２項に規定する建設業）を営む者が、業として請け負った建設工事の全部又は一部を他の建設業を営む者に請け負わせる場合は下請法の対象とはならない。これは、**建設工事の下請負については、建設業法において下請法と類似の規定が置かれており、下請事業者の保護が別途図られているため**である。

「提供の目的たる役務」とは、委託事業者が他者に提供する役務のことであり、委託事業者が自ら利用する役務は含まれない。自ら利用する役務について他の事業者に委託することは、下請法上の「役務提供委託」には該当しない。

【鉄鋼業界における対象取引例】

製品である鋼材を販売先に運送する作業を運送業者に委託する場合は、自ら利用する役務の委託に該当し、役務提供には該当しない。（但し、**製造工程中の構内輸送の場合は、上記製造委託に該当**する。P11「（５）輸送作業」参照）

４．対象取引に関する留意事項

（１）建設工事

建設工事に係る下請取引には下請法は適用されないが、例えば、建設業者が業として販売する建設資材の製造を他の事業者に委託することは製造委託に該当し、また、業として提供する建築物の設計や内装設計を他の事業者に委託することは情報成果物作成委託に該当する。

【鉄鋼業界における留意点】

鉄鋼業界においては、設備投資に伴い建設工事を他社に委託する例は多いが、建設業法に規定される建設業を営む者が業として請け負う建設工事を他の建設業を営む者に委託することは下請法の対象外である。ただし、グループ会社において当該業法適用対象となる場合は、慎重に対応すること。

（２）商社を介在した取引

①商社が下請法上の親事業者又は下請事業者に該当しない場合

商社が下請法の資本金区分を満たす発注者と外注取引先の間に入って取引を行うが、製造委託等の内容（製品仕様、下請事業者の選定、下請代金の額の決定等）に全く関与せず、事務手続の代行（注文書の取次、下請代金の請求、支払等）を行っているにすぎないような場合、その商社は下請法上の親事業者又は下請事業者とはならず、発注者が親事業者、外注取引先が下請事業者となる。

②商社が下請法上の親事業者又は下請事業者に該当する場合

商社が製造委託等の内容に関与している場合には、発注者が商社に対して製造委託等をしていることとなり、発注者と商社の間で本法の資本区分を満たす場合には、商社が下請事業者となる。

また商社と、外注取引先の間で下請法の資本区分を満たす場合には、当該取引において、商社が親事業者となり、外注取引先が下請事業者となる。

①商社が親事業者にも下請事業者にも該当しない場合

②商社が親事業者又は下請事業者に該当する場合

【鉄鋼業界における留意点】

鉄鋼業界においては、特に資材品取引において商社を介して契約を締結するケースが多く見受けられる。

この場合の適用基準は上記の通りであるが、①のケースにおいては、発注者が親事業者に該当し、親事業者は、**商社と外注取引先との間の取引内容を確認し、下請法上の問題が生じないように商社を指導する必要がある。**

また、②の場合、発注者が親事業者、商社が下請事業者になることに加え、**商社と外注取引先との取引についても、資本金区分を満たす場合は、商社が親事業者、外注取引先が下請事業者となる。**

（３）トンネル会社の規制（第２条第９項）

事業者が直接下請事業者に委託をすれば本法の対象となる場合に、資本金が３億円（又は 5,000 万円）以下の子会社(いわゆるトンネル会社)等に発注し、この子会社が請け負った業務を再委託し、下請法の規制を免れるというような脱法的行為を封ずるため、以下に掲げる２つの要件を共に充足するときは、その子会社が親事業者とみなされ、下請法が適用される。

①親会社から役員の任免、業務の執行又は存立について支配を受けている場合
（例：親会社の議決権が過半数の場合、常勤役員の過半数が親会社の関係者である場合、役員の任免が実質的に親会社に支配されている場合）

②親会社からの下請取引の全部又は相当部分について再委託する場合
（例：親会社から受けた委託の額又は量の 50%以上を再委託している場合）

【鉄鋼業界における留意点】

鉄鋼業界においては、**<u>購買機能の一部を切り出しているケースも散見され、この場合、上記の基準に該当することがあり、留意が必要</u>**である。

（４）子会社との取引

親子会社間の取引であっても下請法上はその適用が除外されるものではないが、**親会社が子会社の議決権の 50%超を所有する等実質的に同一会社内での取引とみられる場合は、従来から、運用上問題としていない。**

（５）輸送作業

顧客渡しの条件で販売した鋼材を販売先に運送する作業を運送事業者に委託する場合は、役務提供委託には該当しない。製鉄所構内での棟間輸送等の輸送作業は、製造委託に該当する。

【鉄鋼業界における留意点】

グループ会社の輸送会社が､請け負った輸送作業を他の輸送業者に委託する場合は、役務提供委託に該当するため留意が必要である。

（６）市販品

いわゆる規格品・標準品を購入することは、原則として製造委託の対象とはならないが、

①その一部でも自社向けの加工等を施す場合

②カタログ品等でも汎用性が低く、下請事業者が親事業者の委託を受けてから製造することが前提となっているような場合には製造委託に該当する。

【鉄鋼業界における留意点】

鉄鋼業界においては、資材品の多くは原単位向上等を目的に品質改善を進めており、市販品に該当するケースは比較的少なく、また、親事業者からの発注を受けて生産しているケースも多い。

５．下請法及び独占禁止法上の留意事項

～優越的地位にある事業者であれば下請法対象でなくとも要注意～

下請法は、対象となる親事業者の義務として、発注書面の交付等の４つの義務及び買いたたきの禁止等の１１の禁止行為を規定しており、これらの義務や禁止行為に反する行為は原則として下請法違反となる。

下請法が取引の内容及び資本金・出資金により区分される親事業者・下請事業者間の取引にのみ適用されるのに対し、独占禁止法は、事業者の規模を問わず、事業者が不公正な取引方法を用いることを禁じている。

「優越的地位の濫用」とは、（ア）『優越的地位』（＝自己の取引上の地位が相手方に優越していること）を利用して、その地位を（イ）『濫用』（＝正常な商慣行に照らして不当な行為）することをいう。そのため、どのような者が「優越的地位」に該当し、どのような行為が「濫用行為」に該当するのか否かが問題となる。

（どのような者が「優越的地位」に該当するか）

まず、「取引上優越した地位にある場合」（＝優越的地位）とは、取引の相手方にとって、当該事業者との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、当該事業者の要請が自己にとって著しく不利益なものであっても、これを受け入れざるを得ないような場合であるとされている。

また、その判断にあたっては、当該取引先に対する取引依存度、当該取引先の市場における地位、取引先変更の可能性、その他当該取引先と取引することの必要性を示す具体的事実が総合的に考慮されることとされている。

（どのような行為が「濫用行為」に該当するか）

次に、「濫用行為」（＝正常な商慣行に照らして不当な行為）に関しては、下請法が「買いたたきの禁止」等の１１種類の具体的な行為を「禁止行為」として規定している点が参考になる。

優越的地位にある事業者が下請法で禁止されている行為を行った場合には、それが下請法の適用対象とならない場合であっても、「優越的地位の濫用」として独占禁止法上の問題を生じやすい。

優越的地位にある事業者は、取引の相手方が中小企業であれ、大企業であれ、下請法又は独占禁止法上の問題が生じないよう特に注意が必要である。

なお、独占禁止法の一部を改正する法律（平成２１年法律第５１号）により、優越的地位の濫用の規定は、独占禁止法第２条第９項第５号として法定化され、一定の条件を

満たす場合には、課徴金納付命令の対象となった。同規定に該当する優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方は、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（平成２２年１１月３０日公正取引委員会）において明らかにされている。

６．不正競争防止法への対応

不正競争防止法は、技術・ノウハウ等の「営業秘密」を不正に取得する行為や、不正に取得した営業秘密を使用・開示する行為等を「不正競争」と定め、差止・損害賠償請求等の対象としているとともに、一定の悪質な行為については、刑事罰の対象にもしている。

平成２１年の不正競争防止法の改正（平成２２年７月１日施行）において、営業秘密の管理に係る任務に背いて、複製禁止の資料を無断で複製する行為や、消去すべきものを消去したように仮装する行為等が新たに刑事罰の対象となっている。下請事業者との取引に際しては、秘密保持の対象となるか否かを明確に定めた秘密保持契約を締結する等、下請事業者に損失を与えることがないよう、十分な配慮を行うことが望まれる。

なお、経済産業省においては、事業者等が保有する技術・ノウハウ等の重要な情報が、「営業秘密」として不正競争防止法により保護されるために求められる秘密管理の水準・具体的な秘密管理方法や、平成２１年法改正後に新たに処罰対象となる行為、ならない行為等について記載した「営業秘密管理指針（改訂版）」を公表しており、事業者等においては、同指針等を参考にして、自社が保有する技術・ノウハウ等を適切に管理するとともに、他社の営業秘密を不正に侵害したりすることがないよう、積極的・具体的な措置を講じることが望まれる。

（URL：http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/trade-secret.html）

７．円滑な消費税の転嫁

消費税率引上げ分の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、平成２９年３月３１日までの時限立法として、平成２５年１０月１日から消費税転嫁対策特別措置法が施行され、特定事業者の消費税の転嫁拒否等が禁止されている。以下に、消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置に係わる留意事項について整理を行った。

（１）消費税転嫁対策特別措置法で禁止される行為

①規制の対象となる取引

規制の対象となる「特定事業者」と保護の対象となる「特定供給事業者」は下表のとおりで、**下請法と異なり、製造委託等取引内容による限定はない。**

特定事業者（買手）	特定供給事業者（売手）
Ａ Ｂから継続して商品または役務の提供を受ける法人事業者 ＊資本金の大きさは関係なく、中小企業も法人であれば特定事業者にあたる可能	Ｂ Ａに継続して商品または役務を供給する次の事業者 ・個人である事業者 ・法人格のない社団等の事業者

性がある。	・資本金又は出資の総額が３億円以下の事業者
大規模小売事業者	大規模小売事業者と継続的に取引を行っている事業者

②特定事業者が行うことを禁止される行為

<u>**次の①から⑤の禁止行為にあたる違反行為があると認めるときは、公正取引委員会が勧告を行い、その旨を公表する。**</u>

a. 「減額」

商品または役務について、合理的な理由なく既に取り決められた対価から事後的に減じて支払うこと。

＜問題となる例＞

・ 特定事業者（鉄鋼メーカー等）が特定供給事業者（加工メーカー等）に対して鋼材加工に関する競争入札を行い、応札によって一度加工賃が決定しているにもかかわらず、当該加工賃を減ずる。

＜「減額」とならない「合理的な理由」がある場合の例＞

・ 商品に瑕疵がある場合や納期に遅れた場合等、特定供給事業者の責めに帰す理由により、相当と認められる金額の範囲内で対価の額を減ずる場合等

b. 「買いたたき」

商品または役務の対価について、合理的な理由なく通常支払われる対価（通常は、特定事業者と特定供給事業者との間で取引している商品または役務の消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額）よりも低く定める行為。

＜問題となる例＞

・ 特定事業者（鉄鋼メーカー等）が特定供給事業者（日頃取引関係の深い協力会社等）に対して、原材料等の低減等の状況変化がないにもかかわらず、今後の取引関係の維持・継続を示唆することをもって消費税率引上げ前の単価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める。

・ 特定事業者（鉄鋼メーカー等）が特定供給事業者（加工メーカ等）に対して過去からの継続的取引や他の事業者に対しても同条件を提示していることを理由に、消費税率引上げ前の単価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を一方的な通知によって定める。

＜「買いたたき」とならない「合理的な理由」がある場合の例＞

・ 原材料価格等が客観的にみて下落しており、当事者間の自由な交渉の結果、原材料価格等の下落を対価に反映させる場合。

・ 特定事業者からの大量発注、特定事業者と特定供給事業者による商品の共同配送、原材料の共同購入等により、特定供給事業者にも客観的にコスト削減効果が生じており、当事者間の自由な価格交渉の結果、コスト削減効果を対価に反映させる場合。

・ 消費税転嫁対策特別措置法の施行日前から、すでに当事者間の自由な価格交渉の結果、原材料の市価を客観的に反映させる方式で対価を定めている場合。

<u>＊「自由な価格交渉の結果」とは、当事者の実質的な意思が合致していることであって、特定供給事業者との十分な協議の上に、当該特定供給事業者が納得して合意しているという趣旨。</u>

<u>＊「合理的な理由」は上記の例に限られないが特定事業者が説明する必要がある。</u>

c.「商品購入、役務利用または利益提供の要請」

商品または役務について、消費税率引上げ分の全部または一部を上乗せする代わりに、特定供給事業者に商品を購入させ、役務を利用させまたは経済上の利益を提供させる行為。

＜問題となる例＞

・ 消費税率引上げ分の全部または一部を上乗せすることを受入れる代わりに、特定事業者（鉄鋼メーカー等）が鉄を作る際に出てくる特定供給事業者（加工メーカー等）にとっては不要である産業廃棄物の無償引き取りや有償購入を要請する。
・ 特定事業者（鉄鋼メーカー等）が特定供給事業者（加工メーカー等）に対して消費税率引上げ分の全部または一部を上乗せすることを受入れる代わりに、支払い遅延によって生じた利息・違約金等の免除を要請する。

＜「商品購入、役務利用または利益提供の要請」に該当しない例＞

・ 特定の仕様を指示して商品の製造を発注する際に、当該商品の内容を均質にするため、またはその改善を図るため必要がある等の合理的理由から、当該商品の製造に必要な原材料を購入させる場合。　等

d.「本体価格（税抜価格）での交渉拒否」

商品または役務の供給の対価に係わる交渉において、消費税を含まない価格を用いる旨の特定供給事業者からの申し出を拒むこと。

＊特定供給事業者が特定事業者との交渉において、本体価格と消費税額を別々に記載した見積書等を提示する等、本体価格での価格交渉を希望する意図が認められる場合も、特定供給事業者が消費税を含まない価格を用いる旨の申し出をしていることになる。

＜問題となる例＞

・ 特定供給事業者が本体価格と消費税額を別々に記載した見積書等を提出したため、本体価格に消費税額を加えた総額のみを記載した見積書等を再度提出させる。
・ 特定事業者が本体価格に消費税額を加えた総額しか記載できない見積書等の様式を定め、その様式の使用を余儀なくさせる。　等

＜要注意事項＞

・ 特定事業者が本体価格での交渉を拒否し、その後の対価が消費税率引上げ前の対価に、合理的な理由がないにもかかわらず消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低くなっている事実が認められた場合には、「本体価格での交渉の拒否」に対する違反に加えて、「買いたたき」に対しても違反しているものとして措置の対象となる。

e.「報復行為」

特定供給事業者が、禁止行為が行われていることを公正取引委員会等に対し知らせたことを理由として、特定事業者が、取引数量の削減、取引停止、その他不利益な取り扱いをすること。

（２）下請法で問題となる親事業者の行為

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法による規制の対象とならない場合でも、親事業者が、下請法に違反して消費税率引上げ分の負担を下請事業者に不当にしわ寄せをすることがないよう、下請法違反行為に対して迅速かつ的確に対処する必要

があるとして、**どのような行為が消費税率引上げに際し、下請法上問題となるのかについて、下表のとおり具体的な事例を示している。**

なお、消費税転嫁対策特別措置法と下請法のいずれにも違反する行為については、消費税転嫁対策特別措置法が優先適用され、特定事業者が同法第６条に基づく勧告に従った場合、当該勧告の対象となる行為に対して、下請法７条に基づく勧告は重ねて行われない。

受領拒否	・ 消費税率引上げ以後の課税仕入分として税額控除の対象となるようにするため、消費税率引上げ前であった納期を消費税率引上げ以後に変更すること。 ・ 親事業者が供給する商品または役務の取引先との間で消費税率引上げ以後の単価交渉がまとまらないことを理由に、下請事業者に対して、納期を延期し、または発注を取り消すこと。
下請代金の支払遅延	・ 消費税率引上げ以後の課税仕入分として税額控除の対象となるようにするため、消費税率引上げ前に納入されたものを消費税率引上げ以後に納入されたものとして取り扱うことにより下請代金を支払期日の経過後に支払うこと。 ・ 消費税率引上げ前に納入されたものを帳簿上返品し、消費税率引上げ以後再度納入があったものとして取り扱うことにより、下請代金を支払期日の経過後に支払うこと。
不当返品	・ 消費税率引上げ前に納入された在庫分を消費税率引上げ以後に引き取るとの約束をして返品すること。 ・ 自己の取引先との間で消費税率引上げ以後の単価交渉が難航し、取引先への納入が順調でないとして返品すること。
割引困難な手形の交付	・ 下請代金の額について、消費税率引上げ分引き上げることを受入れるが、その代わりに、割引を受けることが困難であると認められる手形を交付すること。
不当な給付内容の変更及び不当なやり直し	・ 販売時期の延期により、消費税率引上げ後の販売となったことに伴い、下請事業者が添付して納品した製品の値札を無償で差し替えさせること。 ・ 消費税率引上げ等により、製品の売行きが悪く製品在庫が急増したという理由で、下請事業者が要した費用を支払うことなく、発注した部品の一部の発注を取り消すこと。

（３）望ましい対応

消費税の円滑かつ適正な転嫁のためには、消費税率の引上げ分を交渉条件に含めることで転嫁を阻害することがないよう、外税方式での交渉・取引の徹底を行い、交渉した結果の単価に対して法に準じた消費税額を加算して取引を行うことが望ましい。

また、交渉にあたっては、合理的な理由に基づいた単価の設定や変更を行い、当事者間で認識に齟齬が生じないように、取引企業間で十分な協議を行うことが望ましい。なお、特定事業者が行うことを禁止されている「減額」および「買いたたき」行為における「合理的な理由」の有無については、個別の事案毎に判断されることになる。

さらに、特定事業者においては、取引に関わる社員に対して、消費税転嫁対策特別措置法の内容や適正取引のために必要な行為を周知し、企業内で法令遵守を徹底する

ことが望ましい。

８．下請法・独占禁止法（優越的地位の濫用)、消費税転嫁対策特別措置法の優先関係

特定供給事業者から継続して商品又は役務の供給を受ける法人事業者が下請法の親事業者である場合、消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法、下請法が適用される余地はあるが、消費税転嫁対策特別措置法６類型（①税抜き価格での交渉拒否、②買いたたき、③減額、④商品購入、⑤役務利用又は利益提供の要請、⑥報復行為）については、消費税転嫁対策特別措置法が優先適用される。消費税転嫁対策特別措置法６類型以外の消費税の転嫁拒否にかかる行為は、下請法と独占禁止法が適用される。ある事業者と別の事業者の取引において、独占禁止法第２条第９項第５号と下請法の双方が適用可能な場合には、通常、下請法を適用することとなる。親事業者でない特定事業者の場合で、消費税転嫁対策特別措置法６類型の行為については、消費税転嫁対策特別措置法と独占禁止法が適用される余地があるが、消費税転嫁対策特別措置法が優先適用される。しかし、消費税転嫁対策特別措置法６類型以外の消費税の転嫁拒否にかかる行為については、独占禁止法が適用される。この関係を図示すると以下の通りである。

Ⅲ．親事業者の義務

下請取引の公正化及び下請事業者の利益保護のため、親事業者には４つの義務が課せられている。

１．書面の交付義務（第３条）

鉄鋼業界においては、違反の類型としては３条書面の不備事例は比較的多く、注文書フォーマットの工夫や実務担当者へのルール遵守の徹底等の活動が必要である。

親事業者は、発注に際して下記の具体的な必要記載事項を全て記載している書面（３条書面）を直ちに下請事業者に交付する義務がある。

→原則として発注後直ちに注文書を交付しなければならない。
電話で注文したような場合は、直ちに注文書を発行すること。電話にて注文を行い、品物が納品されてはじめて注文書を出すという対応を行ってはならない。

＜必要記載事項＞

①親事業者及び下請事業者の名称（番号、記号等による記載も可）
②製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託をした日
③下請事業者の給付の内容
④下請事業者の給付を受領する期日（役務提供委託の場合は、役務が提供される期日又は期間）
⑤下請事業者の給付を受領する場所
⑥下請事業者の給付の内容について検査をする場合は、その検査を完了する期日
⑦下請代金の額（算定方法による記載も可）
⑧下請代金の支払期日
⑨手形を交付する場合は、その手形の金額（支払比率でも可）と手形の満期
⑩一括決済方式で支払う場合は、金融機関名、貸付け又は支払可能額、親事業者が下請代金債権相当額又は下請代金債務相当額を金融機関へ支払う期日
⑪電子記録債権で支払う場合は、電子記録債権の額及び電子記録債権の満期日
⑫原材料等を有償支給する場合は、その品名、数量、対価、引渡しの期日、決済期日、決済方法

※発注書面での記載事項の省略

継続的に行われる下請取引で、取引条件について基本的事項（例えば支払方法、検査期間等）が一定している場合には、これらの事項に関してあらかじめ書面により通知することで、個々の発注書面での当該事項の記載を省略できる。（この場合、３条書面に「下請代金の支払方法等については、現行の『支払方法等について』によるものである」こと等を付記しなければならない。）

※下請代金の金額の記載

３条書面には、下請代金の額として、正式単価を具体的な金額で記載しなければならない。具体的な金額を記載することが困難なやむを得ない事情がある場合であって

も、算定方法を記載できる場合には、下請代金の額として算定方法を記載することが認められる。ただし、算定方法は、下請代金の具体的な金額を自動的に確定するものでなければならず、算定方法を定めた書面と３条書面が別のものである場合においては、これらの書面の関連付けを明らかにしておく必要がある。また、下請代金の具体的な金額を確定した後、速やかに下請事業者へ書面にて交付しておく必要がある。

※緊急突発時の対応

鉄鋼業界においては、設備トラブル等による緊急突発的な発注が必要な場合があるが、当該ケースにおいても速やかに書面を発行する必要がある。

＜鉄鋼業界における具体事例＞

・納入指示票（＝注文書）に親事業者、支払方法、消費税についての記載漏れがあった。

対応：納入指示票のフォーマットを見直し、支払方法・消費税等に関し、期首に発行する包括的な契約文書による旨を納入指示票に追記し、関連性を明確にした（※期首に発行する契約文書には当該事項が記載されている）。

・発注書面に、下請代金の支払方法等について記載し、別途下請事業者に交付している書面との間の関連付けの記載をしていなかった。

対応：発注書面に関連付けの記載を実施した。

・発注書面に、検査完了期日の記載漏れがあった。

対応：下請代金の支払方法等について記載し別途下請事業者に交付している書面に検査完了日を記載し、各下請事業者に交付した。

・注文書が事前に交付されていなかった。

対応：社内で再徹底（普及啓蒙活動）を図った。

・注文書記載の「数量」と実績の「数量」に差異があった。

対応：算定方法による発注が可能であるとの認識不足に起因するもので、数量欄を削除し、算定方法を記載した。

・有償支給材の数量を記載した書類名称に関し、仕様書に記載している書類名称と仕様書に添付された書類名称が異なり、関連性が不明瞭であった。

対応：有償支給材の数量を記載した書類名称を統一した。

２．支払期日を定める義務（第２条の２）

親事業者は、下請事業者との合意の下に、親事業者が下請事業者の給付の内容について**検査をするかどうかを問わず**、下請代金の支払期日を、**物品を受領した日（役務提供委託の場合は、下請事業者が役務の提供をした日）から起算して 60 日以内**でできる限り短い期間内で定める義務がある。

→**<u>支払期日を定めなかったときは、物品等を受領した日が支払期日となる。</u>**

３．書類の作成･保存義務（第５条）

親事業者は、下請事業者に対して製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託をした場合は、給付の内容、下請代金の額等について記載した書類（５条書類）を作成し**<u>２年間保存する義務がある</u>**。

＜必要記載事項＞

①下請事業者の名称（番号、記号等による記載も可）
②製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託をした日
③下請事業者の給付の内容
④下請事業者の給付を受領する期日（役務提供委託の場合は、役務が提供される期日・期間）
⑤下請事業者から受領した給付の内容及びその給付を受領した日（役務提供委託の場合は、役務が提供された日・期間）
⑥下請事業者の給付の内容について検査をした場合は、その検査を完了した日、検査の結果及び検査に合格しなかった給付の取り扱い
⑦下請事業者の給付の内容について、変更又はやり直しをさせた場合は、その内容及び理由
⑧下請代金の額（算定方法による記載も可）
⑨下請代金の支払期日
⑩下請代金の額に変更があった場合は、増減額及びその理由
⑪支払った下請代金の額、支払った日及び支払手段
⑫下請代金の支払につき手形を交付した場合は、手形の金額、手形を交付した日及び手形の満期
⑬一括決済方式で支払うこととした場合は、金融機関から貸付け又は支払を受けることができることとした額及び期間の始期並びに親事業者が下請代金債権相当額又は下請代金債務相当額を金融機関へ支払った日

⑭電子記録債権で支払うこととした場合は、電子記録債権の額、下請事業者が下請代金の支払を受けることができることとした期間の始期及び電子記録債権の満期日
⑮原材料等を有償支給した場合は、その品名、数量、対価、引渡しの日、決済をした日及び決済方法
⑯下請代金の一部を支払い又は原材料等の対価を控除した場合は、その後の下請代金の残額
⑰遅延利息を支払った場合は、遅延利息の額及び遅延利息を支払った日

※電磁的記録の作成・保存について

上記内容を記載した電磁的記録を作成し保存することも可能。

※発注書の写しによる５条書類の代替

発注内容、単価、納期等が記載された３条書面の写しを５条書類の一部とすることは可能である。しかし、５条書類は取引の経緯を記載する書類なので、取引開始時に定めた事項のみが記載されている３条書面の写しを保存するだけでは、５条規則の記載事項を全て満たすことはできないため問題となる。

＜鉄鋼業界における具体事例＞

・支払条件通知書（写）の保管につき、発信者の押印がない通知書を写しとして保管していた。

対応：送付した書類と同じものであれば問題ないと誤解していた。下請事業者に実際に交付した書類の写し保管するよう社内徹底を図った。

４．遅延利息の支払義務（第４条の２）

親事業者は、下請代金をその支払期日までに支払わなかったときは、下請事業者に対し、物品を受領した日（役務提供委託の場合は、下請事業者が役務の提供をした日）から起算して 60 日を経過した日から実際に支払をする日までの期間について、その日数に応じ**当該未払金額に年率 14.6%を乗じた額の遅延利息を支払う義務がある。**

＜鉄鋼業界における具体事例＞

・契約上、遅延利息を５%に設定し、義務付けられている遅延利息14.6%を支払わなかった。

対応：契約上の遅延利息を無効とし、14.6%の遅延利息を支払った。
また、契約書の遅延利息条項を削除した。

Ⅳ．親事業者の禁止事項

下請取引の公正化及び下請事業者の利益保護のため、親事業者には 11 項目の禁止事項が定められている。

１．受領拒否の禁止（第４条第１項第１号）

親事業者が下請事業者に対して委託した給付の目的物について、下請事業者が納入してきた場合、親事業者は下請事業者に責任がないのに受領を拒むと下請法違反となる。

※ **受領**：下請事業者が納入したものを検査の有無に関らず受け取るという行為で、下請事業者の納入物品等を親事業者が事実上支配下におけば受領したことになる。親事業者の検査員が下請事業者の工場へ出張して検査を行う場合、検査員が出張して検査を開始した日が受領日となる。

※**受領拒否**：指定した納期に下請事業者が納入する給付の目的物の受取を拒んだときは受領拒否となる。以下の行為も原則として受領拒否に含まれる。

①発注の取り消し（契約の解除）をして、給付の目的物を受領しないこと（下請事業者が要した費用を負担せずに行う発注の取り消しは「不当な給付内容の変更」にも該当する）

②納期を延期して、給付の目的物を受領しないこと

③発注後に、恣意的に検査基準を変更し、従来の検査基準で合格とされていたものを不合格とすること

④取引の過程において、注文内容について下請事業者が提案し、確認を求めたところ、親事業者が了承したので、下請事業者がその内容のとおりに作成したにも関らず、注文と異なるとして受領しないこと

※「下請事業者の責に帰すべき理由」がある場合の受領拒否

①注文と異なるもの又は給付に瑕疵等があるものが納入された場合

②指定した納期までに納入されなかったため、そのものが不要になった場合（但し、無理な納期を指定している場合等は除かれる）

＜鉄鋼業界における具体事例＞

・緊急品を複数の事業者に発注し、納品の遅い事業者の納品を断った。

対応：納品の遅い事業者の発注品を受け入れた上、当初納入日から60日以内に代金を支払った。

・親事業者で高生産が継続し、その前提で発注したが、納入時に生産が急減し、在庫増で親事業者の置き場が不足したため、受け入れ可能分のみ受領し、残分は納入を後ろ倒しさせた。

対応：外部倉庫を借用する等の措置により全量受け入れた。

２．下請代金の支払遅延の禁止（第４条第１項第２号）

親事業者は物品等を受領した日（役務提供の場合は、役務が提供された日）から起算して６０日以内（受領日を算入）に定めた支払期日までに下請代金を全額支払わないと下請法違反となる。

※下請代金の支払

親事業者は、下請代金を発注に係る物品等の受領後、できる限り速やかに支払うものとする。また、下請代金はできる限り現金で支払うことに努めることとし、少なくとも賃金に相当する金額については、全額を現金で支払うことが望ましい。

（下請振興基準第４）

※支払遅延：以下の３つに分類される。

①当事者間で支払期日が６０日以内に定められている場合は、その支払期日までに支払わないとき

②当事者間で支払期日が６０日を超えて定められている場合は、受領日から６０日までに支払わないとき（この場合、支払期日設定自体に問題がある）

③当事者間で支払期日が定められていない場合は、その給付の受領日に支払わないとき

→支払遅延が生じた場合、親事業者は下請事業者に対し、受領後６０日を経過した日から支払をする日までの期間について、**年率１４．６％（昭和４５年公正取引委員会規則第１号）の遅延利息を支払う義務**がある。

※支払制度

例えば毎月末までの給付の下請代金を翌月末に支払う（月末締翌月末払）ことがあるため、下請法の運用に当たり、**「受領後６０日以内」の規定は「受領後２カ月（大の月、小の月を問わない）以内」として換算**。その運用は、１カ月締切制度を採っている場合、締切後３０日（１カ月）以内に支払わなければならないということ。

※やり直しをさせた場合の支払期日の起算日

下請事業者の責に帰すべき理由からやり直しをさせた場合、やり直し後の物品等を受領した日が支払期日の起算日となる。

※金融機関の休業日

下請代金を毎月の特定日に金融機関を利用して支払う場合、金融機関の休業日により**順延期間が２日以内**で、当事者間で支払日を金融機関の翌営業日に順延することについて**あらかじめ合意・書面化されている場合には、受領から６０日（２カ月）を超えて下請代金が支払われても問題ない**。

順延後の支払期日が、受領から６０日（２カ月）以内の場合は、当事者間であらかじめ合意・書面化されていれば、金融機関の休業日による順延期間が２日を超えても問題ない。

※下請代金の支払遅延の禁止に違反する行為事例

①検収遅延

・親事業者が製品の検収が終了していないことを理由として、支払期日に代金を支払わないこと。

②分割納品

・親事業者が製品を分割納品させているにもかかわらず、最終納品時を起算点として全量分の下請代金を支払うこと。

③下請事業者との合意

・下請業者との間で、支払期日について受領日から６０日を超える期日とすることに合意していたため、当該合意日に支払うこと。

④下請業者の納品書等の提出遅れ

・下請業者からの納品書や請求書の提出が遅れたため、支払期日に支払わないこと。

＜鉄鋼業界における具体事例＞

・取引先からの納品書提出遅れに伴う検収遅れにより、支払期日に未払いとなった。

対応：検収完了通知に「納入済み未検収がある場合は速やかに連絡すること」と明記し、支払期日に遅延することがないよう社内研修で関係部署に周知した。

・一般取引と下請取引が混在する下請事業者で取引区分の入力を誤った。

対応：取引が混在する下請事業者の支払区分は原則下請取引とし、一般取引の場合に特に入力するようシステムを変更した。

・支払制度を検定月末締め翌月末支払とし、当月末納品・翌月検定分が支払遅延となった。

対応：納品月末締め、又は検定期間を考慮した支払いに変更した。
（例：翌月20日支払に変更）

・以前から取引先との契約で、支払い末締180日後の現金支払いを定まっているため、遵守せざるを得ない。

対応：下請法違法であるため、速やかに契約変更を行い受領日から60日以内の現金支

３． 下請代金の減額の禁止（第４条第１項第３号）

親事業者は発注時に決定した下請代金を「下請事業者の責に帰すべき理由」がないにもかかわらず発注後に減額すると下請法違反となる。

※下請事業者の責に帰すべき理由

以下の場合は、下請代金を減じることができる。

①下請事業者の責に帰すべき理由（瑕疵の存在、納期遅れ等）により、受領拒否、返品した場合に、その給付に係る下請代金の額を減じるとき

②下請事業者の責に帰すべき理由があるとして、受領拒否、返品できるのに、そうしないで、親事業者自ら手直しをした場合に、手直しに要した費用を減じるとき

③瑕疵等の存在又は納期遅れによる商品価値の低下が明らかな場合に、客観的に相当と認められる額を減じるとき

※単価引き下げの遡及適用の禁止

下請事業者との間に単価引き下げの合意が成立し単価改定された場合、その合意前に既に発注されているものにまで新単価を遡及適用することは、下請代金の減額の禁止に抵触する。

<鉄鋼業界における具体事例>

・３月に値下げ交渉が決着し、４月検収（３月分）から新単価を適用した結果、下請法に反する下請代金の減額が発生した。

対応：代金減額分を支払った。

・単価引き下げの合意日前に発注したものについてまで新単価を遡って適用することにより、下請代金の額を減じた。

対応：代金減額分を支払った。

・システムへの検収数量誤入力により、支払代金の減額が発生した。

対応：代金減額分を支払った。再発防止に向け、外注システムに「上下限チェック機能」を導入し、入力データの桁違い等の単純ミスが発生しないよう予防機能を導入した。

４．返品の禁止（第４条第１項第４号）

親事業者は下請事業者から納入された物品等を受領した後に、その物品等に瑕疵がある等明らかに下請事業者に責任がある場合において、受領後速やかに不良品を返品するのは問題ないが、それ以外の場合に受領後に返品すると下請法違反となる。

※返品することができる期間

<u>①直ちに発見できる瑕疵の場合</u>

・通常の検査で直ちに発見できる場合　→　発見後速やかに返品
・全数検査を行う場合　→　受領後検査に要する標準的な期間内で不合格品を速やかに返品
・ロット単位で抜取検査を行う場合　→　合格としたロットの中の不良品を返品することは不可

但し、ロット単位で抜き取り検査を行う場合であって、以下の条件を全て満たす場合は、返品が認められる。

(a) 継続的取引であること

(b) 発注前に、あらかじめ直ちに発見できる不良品の返品を認めることが合意・書面化されていること

(c) 当該書面と３条書面との関連付けがなされていること

(d) 遅くとも物品を受領後、当該受領にかかる最初の支払時までに返品すること

②直ちに発見できない瑕疵の場合

・ 当該物品等の受領後６カ月以内の返品は問題ないが、６カ月を超えた後の返品は下請法違反となる。

＜鉄鋼業界における具体事例＞

・物品受領後に、別案件での品質トラブルから親事業者の品質検査基準が厳しくなり、結果、新基準での不合格品が大量に発生し、これを下請事業者に返品した。

対応：返品分を受領するとともに、下請事業者に責任がない場合は、返品禁止であることについて社内に周知徹底を図った。

・明らかに下請事業者の責任による物品の不良であったため返品したが、長期滞留在庫であり納入から１年を超えていた。

対応：返品分を受領するとともに、物品在庫の先入れ先出しを徹底し、返品時には納入期日を確認するよう徹底を図った。

５．買いたたきの禁止（第４条第１項第５号）

親事業者が発注に際して下請代金の額を決定するときに、発注した内容と同種又は類似の給付の内容（又は役務の提供）に対して通常支払われる対価に比べて著しく低い額を不当に定めることは、「買いたたき」として下請法違反となる。

一例として、原材料費、エネルギーコスト（燃料費、電気料金）等の値上りに伴うコスト増が委託事業者に認められず、一方的に従来の価格での納入を求められることがある。下請法の適用対象となる取引を行う場合、このように、委託事業者（親事業者）が受託事業者（下請事業者）に対して一方的に従来の価格での納入を要求した場合にも下請法第４条第１項第５号の買いたたきに該当するおそれがある。そのため、取引価格については、コスト計算等に基づき、下請事業者と親事業者が十分な協議を行って決定する必要がある。

なお、下請関係にある取引のみならず、下請関係以外の取引においても、原材料費、エネルギーコスト等のコストの転嫁等については、下請取引の場合と同様の対応をすることが望ましい。

さらに、鉄鋼業界の取引相手先は非常に幅広い業種であり、本ガイドラインに記載の事項については、それら他の業種との取引において鉄鋼事業者が下請に該当する場合についても適用されることを留意しておくことが必要である。

※通常支払われる対価

①同種又は類似の給付の内容（又は役務の提供）について実際に行われている取引価格（市価）

②市価の把握が困難な場合は、それと同種又は類似の給付の内容（又は役務の提供）についての従来からの取引価格

※「買いたたき」に該当するか否かの判断・・・下記要素を勘案して総合的になされる

①下請代金額の決定に当たり、下請事業者と十分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法

②差別的であるかどうか等対価の決定内容

③「通常支払われる対価」と当該給付に支払われる対価との乖離状況

④当該給付に必要な原材料等の価格動向

※「買いたたき」となる判断基準の例（H20.8.29 付 経済産業省通知）

①「不当に定めているか否かという下請代金の決定方法等」について

ア）下請事業者からの価格改定の申し出に対し、親事業者が一方的に価格決定をしている場合

イ）同じ地域のほかの下請事業者との取引では単価は引き上げているにもかかわらず、当該下請事業者との取引には単価が引き上げられていない場合

②「対価が通常に比して著しく低いか否か」について

ア）例えば過去 1 年間に原油又は原材料価格が数 10 パーセント上昇し、コストも上昇しているにもかかわらず、親事業者が単価の引き上げに応じない場合

イ）例えば過去 1 年間に原油又は原材料価格が数 10 パーセント上昇し、コストも上昇しているにもかかわらず、親事業者が単価を１年以上据え置いている場合

※買いたたきに該当するおそれのある行為事例

①量産価格での少量発注

親事業者の事情により、発注量が当初の発注予定数量より小ロット化したために、生産コストが上昇することになり、下請事業者から単価の見直し要請があったにもかかわらず、下請け事業者と協議を行わず、一方的に、当初の発注量を前提とした単価を用いて下請代金を定めること

②原材料価格、エネルギーコスト等の価格転嫁

原材料価格、エネルギーコスト等の上昇によるコスト増が明らかな状況で、コスト増分の転嫁を下請事業者が要請したにもかかわらず、親事業者が下請事業者と協議を行わず、一方的に従来どおりに単価を据え置くこと

③多頻度納入への変更

親事業者が、従来、1 回で納入させていた製品を複数回に分けて納品させ、下請事業者が負担する運送費等が大幅に増えたにもかかわらず、下請事業者と十分に協議することなく、一方的に従来どおりに単価を据え置くこと

④一方的な原価低減率の提示

親事業者の予算単価のみを基準として、下請事業者と協議を行わず、一方的に通常支払われる単価より低い単価で下請代金の額を定めること

⑤見積時の予定単価による発注

親事業者が、一定数量の発注を行うことを前提として下請事業者に単価の見積をさせたが、少量の発注のみ行う場合にも、下請事業者と協議を行わず、一方的に見積時の単価により下請代金を定めること

＜鉄鋼業界における具体事例＞

・原材料費、エネルギーコスト（加熱炉のガス代、製造設備の電気代等）増加分について、製品価格への転嫁を求めるため、説明を行おうとしたが聞いてもらえず、一方的に価格を押し込まれ、打ち合わせの機会もなくなった。

対応：下請事業者からのコスト増加に関する相談について、事業者の説明を聞くとともに、価格の調整について協議をおこなった。

・最近は市況が下がっているため、原材料費の転嫁については必要ないと取引先から言われたが、これまでに原材料価格が高騰した際の転嫁も認められていないため、結果として価格転嫁が出来ていない。

対応：下請事業者からのコスト増加に関する相談について、事業者の説明を聞くとともに、価格の調整について協議をおこなった。

・当初の配送先から遠方の配送先に変更になったにもかかわらず、当初の配送先への配送料で対応させられ、配送費増分については認めてもらえなかった。

対応：配送先が変更になったため発生した費用について、双方相談の上、費用の改定を行った。

・原材料費、エネルギーコストの価格への転嫁を申し入れたところ、加工賃の引き下げを持ち出された。

対応：コスト増加分について、取引の双方において、その内容について検討の上、転嫁について合意した。加工賃についても適正な価格について検討の上、双方合意した。

<下請事業者以外との取引における具体的事例>

下請法が適用されない取引に対しても、優越的地位にある発注者がおこなうと、独占禁止法違反となる可能性があるために、注意が必要である。

・鋼材メーカーは、納入先事業者が図面を承認した後に資材を製造するが、承認が遅く、納期が短くなることによる工賃増については、単価改訂に応じてもらえない。

対応：工期の変更があった時点において、当初の費用について適正な見直しを申し入れて変更を行った。

・材料調達後の設計変更があり、不用な材料が発生したが、その転売先探しや処分などによる損失が生じた分を鋼材メーカーが負担した。

対応：設計変更に伴う、必要について、設計変更後に改めて費用について相談をし、適正な費用の負担について認められた。

・多頻度小口配送化により、従来から配送コストが増加しているにもかかわらず、従来からの配送コストが適用されてしまい、増加分を鋼材メーカーが被っている。

対応：実際にかかった配送コストを請求することで双方合意した。

・納入事業者の人手不足等による工期延長に伴い、工程変更や在庫負担を余儀なくされるが、その負担分は補償されない。

対応：工程の変更や新たな在庫負担などによって生じた費用増加分について、追加で認められた。

６．購入・利用強制の禁止（第４条第１項第６号）

親事業者が、下請事業者に注文した給付の内容を維持するため等の正当な理由がないのに、親事業者の指定する製品（含む自社製品）・原材料等を強制的に下請事業者に購入させたり、サービス等を強制的に下請事業者に利用させて対価を支払わせたりすると購入・利用強制となり、下請法違反となる。

※購入・利用強制に該当するおそれのある行為事例

①購買・外注担当者等下請取引に影響を及ぼすこととなる者が下請事業者に購入・利用を要請すること。

②下請事業者毎に目標額又は目標量を定めて購入・利用を要請すること。

③下請事業者に対して、応じなければ不利益な取り扱いをする旨示唆して購入・利用を要請すること。

④下請事業者が購入・利用する意思がないと表明したにもかかわらず、又はその表明がなくとも明らかに購入・利用する意思がないと認められるにもかかわらず、重ねて購入・利用を要請すること。

⑤下請事業者から購入する旨の申出がないのに、一方的に下請事業者に物を送付すること。

＜鉄鋼業界における具体事例＞

・下請事業者が、親事業者からの受託事業以外の事業で使用する鋼材について、親事業者が下請事業者に自社製材を使用しなければ不利益な取り扱いをする旨を示唆して受託事業を発注した。
・下請事業者の事業に関わる運送業務に、親事業者の子会社である運送会社を利用しなければ不利益な取り扱いをする旨を示唆して、受託事業を発注した。

対応：購入・利用強制行為を行わないよう、社内関係者への徹底を図った。

７．報復措置の禁止（第４条第１項第７号）

親事業者が、下請事業者が親事業者の下請法違反行為を公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由として、その下請事業者に対して取引数量を減じたり、取引を停止したり、その他不利益な取り扱いをすると下請法違反となる。

８．有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第４条第２項第１号）

親事業者が下請事業者の給付に必要な半製品、部品、付属品又は原材料を有償で支給している場合に、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、この有償支給原材料等を用いる給付に対する下請代金の支払期日より早い時期に当該原材料等の対価を下請事業者に支払わせたり下請代金から控除（相殺）させたりすると下請法違反となる。

＜鉄鋼業界における具体事例＞

・材料が有償支給の場合、材料支給代の回収が加工費支払より早かった。

対応：材料支給については、無償支給または回収・支払タイミングを合わせる（又は下請事業者持ちに切り替える）こととした。

９．割引困難な手形の交付の禁止（第４条第２項第２号）

親事業者は下請事業者に対し下請代金を手形で支払う場合、一般の金融機関で割り引くことが困難な手形を交付すると下請法違反となる。

※下請代金の支払に用いる手形のサイト

下請代金の支払手段として、金銭に代わり手形を交付する場合、下請法において、親事業者が下請代金の支払のために振り出す手形のサイトを原則として 120 日以内（繊維工業については 90 日以内）と定めている。親事業者は、下請代金を手形で支払う場合には、下請取引適正化推進会議手形支払ワーキンググループ中間報告（平成 21 年 3 月）においては、「手形のサイトの短縮に向けて、業界が一体となってサイト基準を合意し、業界全体として短縮化を図っていくといった取り組みを行うことが望ましい」との報告に基づき、手形サイトの短期化に努め、当該手形期間を超えないものとする。なお、事業者が共同してサイト基準を決定する等実際に自主規制を設ける場合は、独占禁止法の禁止行為に抵触するおそれがあるので留意が必要である。

※一般の金融機関

銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫等の預貯金の受け入れと資金の融通を併せて業とする者をいい、貸金業者は含まれない。

＜鉄鋼業界における具体事例＞

・商社経由の代金支払いの場合に、商社がサイト１２０日超の支払手形を発行した。

対応：介在する商社へ法遵守を再度徹底すると同時に定期的にアンケート調査を実施した。

１０．不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第４条第２項第３号）

親事業者が、下請事業者に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害すると下請法違反となる。

※不当な経済上の利益の提供要請に該当するおそれのある行為事例

①購買・外注担当者等下請取引に影響を及ぼすこととなる者が下請事業者に金銭・労

働力の提供を要請すること
②下請事業者毎に目標額又は目標量を定めて金銭・労働力の提供を要請すること
③下請事業者に対して、要請に応じなければ不利益な取り扱いをする旨示唆して金銭・労働力の提供を要請すること
④下請事業者が提供する意思がないと表明したにもかかわらず、又はその表明がなくとも明らかに提供する意思がないと認められるにもかかわらず、重ねて金銭・労働力の提供を要請すること
⑤親事業者が製品の製造委託を行った際に、発注書面上の給付の内容に当該製品の図面や製造ノウハウが含まれていないにもかかわらず、製品の納入にあわせて当該図面を無償で納品するよう下請事業者に要請すること

＜鉄鋼業界における具体事例＞

・下請事業者に対して、製鉄所構内の清掃作業等に労働力の無償提供を求めた。

対応：提供を受けた労働力に見合う対価を支払った。

・下請事業者に対して、現在の取引を継続する条件として、海外での生産拠点設置と製品供給を要求した。

対応：取引の継続と海外進出は関連すべきものではなく、そのような要求を撤回し、取引を継続した。

１１．不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止（第４条第２項第４号）

親事業者が下請事業者に責任がないのに、発注の取り消し若しくは発注内容の変更を行い、又は受領後にやり直しをさせることにより、下請事業者の利益を不当に害すると下請法違反となる。

※「給付内容の変更」
「給付内容の変更」とは、給付の受領前に、３条書面に記載されている委託内容を変更し、当初の委託内容とは異なる作業を行わせることで、発注の取り消し（契約解除）もこれに該当する。
※「やり直し」
「やり直し」とは、給付の受領後に、給付に関して追加的な作業を行わせることである。

給付内容の変更・やり直しにより、下請事業者がそれまでに行った作業が無駄になり、あるいは下請事業者にとって当初の委託内容にはない追加的な作業が必要となった場合

に、親事業者がその費用を負担しないことは、下請事業者の利益を不当に害することとなる。

必要な費用を親事業者が負担する等により、下請事業者の利益を不当に害しないと認められる場合には、不当な給付内容の変更および不当なやり直しの問題とはならない。

＜鉄鋼業界における具体事例＞

・納品された物品に当初予定のなかった付属部品が必要となったため、下請事業者を出張させ、無償で装着させた。

⇩

対応：付属部品装着に要した対価を支払った。

Ｖ．下請法違反時の勧告・罰則等

下請事業者からの申し立てによる調査、公正取引委員会・中小企業庁からの書面調査等により、親事業者の下請法違反が判明した場合には、以下の行政指導である勧告がなされたり、刑事罰が科せられたりすることがある（※同法第６条、第７条、第９～１２条）。

１．違反の場合の行政指導（勧告等）

公正取引委員会は、違反親事業者に対して勧告等の行政指導を行う。勧告した場合は、原則として事業者名、違反事実の概要、勧告の概要等を公表することとしている。

中小企業庁は、違反親事業者に対して、行政指導を行うとともに、公正取引委員会に対し措置請求を行うことができる。

（勧告の例）

（１）受領拒否：受領をするよう勧告

（２）支払遅延：対価を支払うよう勧告、および遅延利息（１４．６％）を支払うよう勧告

（３）下請代金の減額：減じた額の支払いを勧告

（４）返品：返品した物を引き取るよう勧告

（５）買いたたき：下請代金額を引き上げるよう勧告

（６）購入・利用強制：購入させた物を引き取るよう勧告

（７）報復措置：不利益な取り扱いをやめるよう勧告

（８）早期決済：

（９）割引困難な手形：

（10）不当な利益の提供要請：

（11）不当なやり直し等：

（８）～（11）：下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採るよう勧告

⇩

違反内容・社名を公表

２．違反の場合の罰則

次の通りの違反をした場合は、両罰規定により、行為者（担当者）個人が罰せられるほか、会社（法人）も罰せられることになる（**５０万円以下の罰金**）。

①書面の交付義務違反
②書類の作成及び保存義務違反
③報告徴収に対する報告拒否、虚偽報告
④立入検査の拒否、妨害、忌避

Ⅵ．望ましい取引事例（ベストプラクティス事例）

下請法遵守のために、各企業においては様々な改善の取組みがみられる。取引の実情に応じ、問題解決のための望ましい取引事例（ベストプラクティス事例）として、鉄鋼業界における実例を紹介する。

１．対象取引の適正な管理

○同一品目の中でも市販品と市販品ではないものが混在しているケースもあり、確実に下請法を遵守する観点や管理の効率性の観点から、品目全体を下請法対象として取り扱う。

市販品（規格品・標準品）を購入することは、原則として製造委託の対象とはならない。しかし、その一部でも自社向けの加工等を施すものや親事業者からの発注を受けて生産しているものは下請法の対象となるため、これらが市販品と混在している場合には、下請法対象のものまでを下請法の対象外と誤るケースがある。

品目全体を下請法対象として取り扱うことで、確実な下請法の遵守と業務の効率性確保にも寄与することになる。

○下請法対象となる可能性がある品種で、資本金が３億円以下の案件については、システム的に下請法対象のアラームを発信するよう変更している。

鉄鋼業界では鉄鋼製造プロセスにおける外注作業、資材品供給、鋼材の委託加工等多くの取引先の協力を得ているが、下請法対象取引の漏れを防止するため、システムによる対応は有効である。

２． 下請代金の支払遅延防止

○下請法対象会社への支払については、外注・購買システム上、受領日から60日を超えないようエラーチェックを実施している。

親事業者は物品等を受領した日から起算して 60 日以内に定めた支払期日までに下請代金を全額支払わなければならない。支払日がこれを超えることのないよう、システムによる改善策を取り入れ、チェックミスによる支払遅延の防止に効果を上げている。

○通常取引より短い支払期日に設定している。
（例）通常取引は検収月末締翌月末払い→下請取引は納品月末締翌月末払い

検収月末締め翌月末支払いの支払制度を採用している場合には、当月末納品翌月検収分が支払遅延となることから、納品月末締めに変更する、又は検収期間にかかわらず、

納品日から支払いまでの期日を 60 日以内に設定することにより支払遅延の確実な防止につなげている。

３． 買いたたき防止

下請法の適用対象となる取引を行う場合において、発注者（親事業者）が一方的に従来の価格での納入を求めることは買いたたきに該当するおそれがある。従って、取引価格については下請事業者と親事業者が十分な協議を行っていく必要がある。
また、原材料価格、エネルギーコスト（燃料費、電気料金）等の値上りに伴うコスト増が委託事業者に認められず、一方的に従来の価格での納入を求められることがある。下請法の適用対象となる取引を行う場合には、このように、委託事業者（親事業者）が受託事業者（下請事業者）に対して一方的に従来の価格での納入を要求した場合にも下請法第４条第１項第５号の買いたたきに該当するおそれがある。そのため、取引価格については、コスト計算等に基づき、下請事業者と親事業者が十分な協議を行って決定する必要がある。

○下請事業者に対する発注価格に関して、品目の特性から原材料仕入れ価格に連動させて決定することが合理的と判断される品目について、原材料価格連動方式を導入している。

コストに占める原材料のウェートが高く、原材料仕入れ価格に連動させて単価を決定することが合理的と判断される品目に関して、個別交渉した結果、原材料価格連動方式を導入し、原材料高騰時等において適切に取引価格に反映させている。

○非破壊検査等、技術・技能レベルの高い業務を行う場合は、通常の取引単価にプレミアムを上乗せした単価で発注している。

発注者（親事業者）のニーズに応じ、下請事業者が新技術の開発・応用等を行い、技術・技能レベルの高い業務を行う場合には、下請事業者と親事業者が十分な協議した上で、必要な工数、コストの増加、技術的な難易度を親事業者は考慮し、これらの要素を加味して価格を設定している。

○下請事業者からのコスト増加に関する相談について、事業者の説明を聞くとともに、価格の調整について協議をおこなった。

４．関係者への注意喚起

○下請法対象取引は、納品書に「下請法適用案件」と表示し、下請事業者にもわかるよう明示している。

○下請取引に関わる責任者・担当者に対し、下請法に関する研修を定期的に実施している。

下請法遵守の徹底には、法令内容の正しい理解と周知が基本である。下請取引に関わるあらゆる部門の関係者に対し、定期的な研修による社内教育を実施することが重要である。また、関係者に下請対象取引であることを明示することで、注意喚起を促し、誤りのない対応につながることになる。

５．その他

○生産計画や会社動向について、定期的に下請事業者と情報交換を行う等双方向でのコミュニケーションを図っている。

生産計画や会社動向に関連する情報の共有化を図ることは重要である。計画の見込み違いによる生産調整の際は、可能な限り早めに情報を開示することで、発注の増減見通しを可及的速やかに、かつ、正確に把握することができれば、下請事業者にとって自社の経営・生産計画に迅速に反映し、生産調整、材料手配等に早めに手を打つことが可能となり、経営基盤の安定化に資するものとなる。

Ⅶ. 下請法等に関わる鉄鋼業界における具体事例集

NO	具体事例集	対応
・製造委託（P.7）		
1	・試験片の検査・分析については、オフライン作業であり、製造工程の一部ではないとの認識から、下請法対象取引から除外した。	・オフライン作業といえども同作業は製造プロセスの一部であり、製造委託に該当するため、下請法対象取引扱いに切り替えた。
・情報成果物作成委託（P.10）		
2	・スチールハウス構造設計業務を顧客から受託し、当該業務を下請事業者に委託したが、当該取引を下請法対象取引から除外した。	・情報成果物作成委託に該当するため、下請法対象取引扱いに切り替えた。
・書面の交付義務（第３条）（P.21）		
3	・納入指示票（＝注文書）に親事業者、支払方法、消費税について記載漏れがあった。	・納入指示票のフォーマットを見直し、支払方法・消費税等に関し、期首に発行する包括的な契約文書による旨を納入指示票に追記し、関連性を明確にした（※期首に発行する契約文書には当該事項が記載されている）。
4	・発注書面に、下請代金の支払方法等について記載し、別途下請事業者に交付している書面との間の関連付けの記載をしていなかった。	・発注書面に関連付けの記載を実施した。
5	・発注書面に、検査完了期日の記載漏れがあった。	・下請代金の支払方法等について記載し別途下請事業者に交付している書面に検査完了日を記載し、各下請事業者に交付した。
6	・注文書が事前に交付されていなかった。	・社内での再徹底（啓蒙活動）を図った。
7	・注文書記載の「数量」と実績の「数量」に差異があった。	・算定方法による発注が可能であるとの認識不足に起因するもので、数量欄を削除し、算定方法を記載した。
8	・有償支給材の数量を記載した書類名称に関し、仕様書に記載している書類名称と仕様書に添付された書類名称が異なり、関連性が不明瞭であった。	・有償支給材の数量を記載した書類名称を統一した。
・書類の作成･保存義務（第５条）（P.23）		
9	・支払条件通知書（写）の保管につき、発信者の押印がない通知書を写しとして保管していた。	・送付した書類と同じものであれば問題ないと誤解していた。下請事業者に実際に交付した書類の写しを保管するよう社内徹底を図った。
・遅延利息の支払義務（第４条の２）（P.23）		
10	・契約上、遅延利息を５%に設定し、義務付けられている遅延利息 14.6%を支払わなかった。	・契約上の遅延利息を無効とし、14.6%の遅延利息を支払った。 また、契約書の遅延利息条項を削除した。
・受領拒否の禁止（P.24）		
11	・緊急品を複数の事業者に発注し、納品の遅い事業者の納品を断った。	・納品の遅い事業者の発注品を受け入れた上、当初納入日から 60 日以内に代金支払った。
12	・親事業者で高生産が継続し、その前提で発注したが、納入時に生産が急減し、在庫増で親事業者の置き場が不足したため、受け入れ可能分のみ受領し、残分は納入を後ろ倒しさせた。	・外部倉庫を借用する等の措置により全量受け入れた。

NO	具体事例集	対応
・下請代金の支払遅延の禁止（第４条１項２号）（P.26）		
13	・取引先からの納品書提出遅れに伴う検収遅れにより、支払期日に未払いとなった。	・検収完了通知に「納入済み未検収がある場合は速やかに連絡すること」と明記し、支払期日に遅延することがないよう社内研修で関係部署に周知した。
14	・一般取引と下請取引が混在する下請事業者で取引区分の入力を誤った。	・取引が混在する下請事業者の支払区分は原則下請取引とし、一般取引の場合に入力するようシステムを変更した。
15	・支払制度を検定月末締め翌月末支払とし、当月末納品・翌月検定分が支払遅延となった。	・納品月末締め、又は検定期間を考慮した支払いに変更した。（例：翌月 20 日支払に変更）
16	・以前から取引先との契約で、支払い末締180日後の現金支払いを定まっているため、遵守せざるを得ない。	・下請法違法であるため、速やかに契約変更を行い受領日から60日以内の現金支払いと内容を改めた。
・下請代金の減額の禁止（第４条１項３号）（Ｐ.27）		
17	・３月に値下げ交渉が決着し、４月検収（３月分）から新単価を適用した結果、下請法に反する下請代金の減額が発生した。	・代金減額分を支払った。
18	・単価引き下げの合意日前に発注したものについてまで新単価を遡って適用することにより、下請代金の額を減じた。	・代金減額分を支払った。
19	・システムへの検収数量誤入力により、支払代金の減額が発生した。	・代金減額分を支払った。再発防止に向け、外注システムに「上下限チェック機能」を導入し、入力データの桁違い等の単純ミスが発生しないよう予防機能を導入した。
・返品の禁止（第４条１項４号）（Ｐ.28）		
20	・物品受領後に、別案件での品質トラブルから親事業者の品質検査基準が厳しくなり、結果、新基準での不合格品が大量に発生し、これを下請事業者に返品した。	・返品分を受領するとともに、下請事業者に責任がない場合は、返品禁止であることについて社内に周知徹底を図った。
21	・明らかに下請事業者の責任による物品の不良があったため返品したが、長期滞留在庫であり納入から１年を超えていた。	・返品分を受領するとともに、物品在庫の先入れ先出しを徹底し、返品時には納入期日を確認するよう徹底を図った。
・買いたたきの禁止（第４条１項５号）（Ｐ.30）		
22	・原材料費、エネルギーコスト（加熱炉のガス代、製造設備の電気代等）の増加分について、製品価格への転嫁を求めるため、説明を行おうとしたが聞いてもらえず、一方的に価格を押し込まれ、打ち合わせの機会もなくなった。	・下請事業者からのコスト増加に関する相談について、事業者の説明を聞くとともに、価格の調整について協議をおこなった。
23	・最近は市況が下がっているため、原材料費の転嫁については必要ないと取引先から言われたが、これまでに原材料価格が高騰した際の転嫁も認められていないため、結果として価格転嫁が出来ていない。	・下請事業者からのコスト増加に関する相談について、事業者の説明を聞くとともに、価格の調整について協議をおこなった。
24	・当初の配送先から遠方の配送先に変更になったにもかかわらず、当初の配送先への配送料で対応させられ、配送費増分については認めてもらえなかった。	・配送先が変更になったため発生した費用について、双方相談の上、費用の改定を行った。
25	・原材料費、エネルギーコストの価格への転嫁を申し入れたところ、かえって加工賃の引き下げを持ち出された。	・コスト増加分について、取引の双方において、その内容について検討の上、転嫁について合意した。加工賃についても適正な価格につい

		て検討の上、双方合意した。
26	・鋼材メーカーは、納入先事業者が図面を承認した後に資材を製造するが、承認が遅く、納期が短くなることによる工賃増については、単価改訂に応じてもらえない。	・工期の変更があった時点において、当初の費用について適正な見直しを申し入れて変更を行った。
27	・材料調達後の設計変更があり、不用な材料が発生したが、その転売先探しや処分などによる損失が生じた分を鋼材メーカーが負担した。	・設計変更に伴う、必要について、設計変更後に改めて費用について相談をし、適正な費用の負担について認められた。
28	・多頻度小口配送化により、従来から配送コストが増加しているにもかかわらず、従来からの配送コストが適用されてしまい、増加分を鋼材メーカーが被っている。	・実際にかかった配送コストを請求することで双方合意した。
29	・納入先事業者の人手不足等による工期延長に伴い、工程変更や在庫負担を余儀なくされるが、その負担分は補償されない。	・工程の変更や新たな在庫負担などによって生じた費用増加分について、追加で認められた。
・購入・利用強制の禁止（第４条１項６号）（Ｐ32）		
30	・下請事業者が、親事業者からの受託事業以外の事業で使用する鋼材について、親事業者が下請業者に自社製材を使用しなければ不利益な取り扱いをする旨を示唆して受託事業を発注した。	・購入・利用強制行為を行わないよう、社内関係者への徹底を図った。
・有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第４条２項１号）（Ｐ.33）		
31	・材料が有償支給の場合、材料支給代の回収が加工費支払より早かった。	・材料支給については、無償支給または回収・支払タイミングを合わせる（又は下請事業者持ちに切り替える）こととした。
・割引困難な手形の交付の禁止（第４条２項２号）（Ｐ.33）		
32	・商社経由の代金支払の場合に、商社がサイト 120 日超の支払手形を発行した。	・介在する商社へ法遵守を再度徹底すると同時に定期的にアンケート調査を実施した。
・不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第４条２項３号）（Ｐ.34）		
33	・下請事業者に対して、製鉄所構内の清掃作業等に労働力の無償提供を求めた。	・提供を受けた労働力に見合う対価を支払った。
34	・下請業者に対して、現在の取引を継続する条件として、海外での生産拠点設置と製品供給を要求した	・取引の継続と海外進出は関連すべきものではなく、そのような要求を撤回し、取引を継続した。
・不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止（第４条２項４号）（Ｐ.35）		
35	・納品された物品に当初予定のなかった付属部品が必要となったため、下請事業者を出張させ、無償で装着させた。	・付属部品装着に要した対価を支払った。

Ⅷ. ガイドラインの周知について

鉄鋼関連業界における適正取引をこれまで以上に広く浸透させるためには、製鋼メーカー、流通事業者等の「企業」、日本鉄鋼連盟等の「団体」、経済産業省をはじめとする「行政」がそれぞれ適正取引を推進するための体制を一層充実させるとともに、これらが密接に連携して一体となって課題解決に向けた以下の取組等を継続的に行うことが必要である。

（１）サプライチェーン全体を視野に入れた周知徹底活動の強化

①社内関係部局への徹底

鉄鋼業界各社においては、調達部門を中心として、関連法令の遵守のための担当部署の設置、各関係部門での責任者の明確化等の取組を充実させるとともに、営業部門、技術開発部門、生産管理部門等、取引に関わる全ての関係者に対象を幅広く拡大し、社内全体に適正取引推進のための取組を周知徹底することが必要である。

また直接の取引関係がある企業に対しては、関連法令の遵守を含めた適正取引を推進することが必要である。

②業界団体や行政を通じた周知徹底活動の充実・強化

関連の各業界団体においても、本ガイドラインの内容を普及させるため、各業界を構成する幅広い企業を対象とした説明会を開催する等、積極的な周知徹底活動を実施することが必要である。

特に、鉄鋼関連業界には、規模の小さい企業も多く、社内教育体制も十分に整備されておらず、下請法や独占禁止法に関する担当者の理解が十分ではない場合も多いと考えられる。こうした企業に対しても本ガイドラインの十分な周知がなされるよう、中小企業団体とも連携しつつ、周知徹底に努めていくことが必要である。

経済産業省等の行政機関においても、例えば、本ガイドラインで示された適正取引についての説明にあたっての担当官の派遣、説明会の開催、ホームページの活用等を通じて、上記の各企業・業界団体の周知徹底のための取組を積極的に支援することが重要である。

（２）定期的なフォローアップの実施

鉄鋼関係の業界団体においては、上記の点を中心に、その構成各社の取組の状況について定期的に把握し、業界全体として適正取引を推進していくことが必要である。

上記の業界団体の定期的な実態把握や取組の状況については、経済産業省等の行政機関が定期的にフォローアップを行うことにより、適正取引の推進の実効性を高めるとともに、必要に応じて、ガイドラインの改訂を行う。

＜参考＞「鉄鋼産業取引適正化ガイドライン」検討体制

○ワーキンググループメンバー（以下ワーキンググループを WG とする）

（製鋼関係）

・日本鉄鋼連盟

・普通鋼電炉工業会

・特殊鋼倶楽部

・新日鐵住金㈱

・ＪＦＥスチール㈱

・㈱神戸製鋼所

・　日新製鋼㈱

（商社）

・伊藤忠丸紅鉄鋼㈱

・住友商事㈱

（鉄鋼流通加工関係）

・全国鉄鋼販売業連合会

・全国コイルセンター工業組合

・全国厚板シヤリング工業組合

（鉄鋼製品関係）

・線材製品協会

・日本磨棒鋼工業組合

・全国十八リットル缶工業組合連合会

・全日本一般缶工業団体連合会

・全日本金属印刷工業協同組合連合会

○開催経過：

（策定時）平成２０年１０月～平成２１年２月

・日本鉄鋼連盟を事務局として取引ガイドライン検討ＷＧを設置、検討をおこなった。
（メンバー：日本鉄鋼連盟、新日本製鐵、ＪＦＥスチール、神戸製鋼所、日新製鋼、経済産業省鉄鋼課）

・平成２０年１０月１６日（木）第１回ＷＧ

・平成２０年１０月３１日（金）第２回ＷＧ

・平成２１年　１月２９日（木）第３回ＷＧ

（第１回改訂）平成２５年１２月～平成２６年２月

・日本鉄鋼連盟を事務局としてＷＧを設置、検討をおこなった。
（メンバー：日本鉄鋼連盟、新日本製鐵、ＪＦＥスチール、住友金属工業、神戸製鋼所、日新製鋼、伊藤忠丸紅鉄鋼、住友商事、経済産業省鉄鋼課）

・平成２５年１２月２６日（木）第１回ＷＧ

・平成２６年　２月６日（木）第２回ＷＧ

（第２回改訂）平成２６年１２月～平成２７年２月

・日本鉄鋼連盟を事務局としてＷＧを設置、検討をおこなった。

（メンバー：日本鉄鋼連盟、新日鐵住金、JFE スチール、神戸製鋼所、日新製鋼、伊藤忠丸紅鉄鋼、住友商事、経済産業省鉄鋼課。新たに普通鋼電炉工業会、特殊鋼倶楽部、鉄鋼流通加工関係団体、鉄鋼製品関係団体を追加。）

・平成２６年１２月１２日（金）第１回ＷＧ

・平成２７年　２月２０日（金）第２回ＷＧ